

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2019年11月15日 提出
【計算期間】	第1期（自 2019年2月5日 至 2019年8月15日）
【ファンド名】	NZAM 上場投信 日経225
【発行者名】	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 一生
【本店の所在の場所】	東京都千代田区平河町二丁目7番9号
【事務連絡者氏名】	田原 輝行
【連絡場所】	東京都千代田区平河町二丁目7番9号
【電話番号】	03-5210-8500
【縦覧に供する場所】	名称 株式会社東京証券取引所 所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、投資信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「日経平均株価（日経225）」（以下「対象株価指数」といいます。）の変動率に一致させることを目的とします。

一般社団法人 投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

商品分類：追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型

属性区分：株式（一般）／年2回／日本／日経225

○商品分類および属性区分 一覧表

（当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。定義などの詳細については、一般社団法人 投資信託協会のホームページ<<http://www.toushin.or.jp/>>をご覧ください。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型

商品分類定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。
インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ） 不動産投信 その他資産 （ ） 資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （ ）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	 日経225 TOPIX その他 （ ）

属性区分定義

株式（一般）	大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
日経225	目論見書又は投資信託約款において、日経225（日経平均株価）に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

＜信託金の限度額＞

委託者は、受託者と合意のうえ、金5兆円に相当する有価証券および金銭を限度として追加信託することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。（信託の目的、金額および信託金の限度額（約款第3条））

＜ファンドの特色＞

- 日経２２５の動きに連動する投資成果をめざし、日経２２５に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式を主要投資対象とします。

上記のファンドの目的に沿うよう、投資信託財産の構成を調整するための指図を行うこと（有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。）があります。

日経平均株価（日経２２５）

- 日経２２５とは、東京証券取引所第一部上場銘柄のうち代表的な２２５銘柄の平均株価指数であり、わが国の株式市場全体の動向を示す指標（株式指数）の一つです。
- 日経２２５は、１９４９年５月１６日の単純平均株価１７６円２１銭を基準として、日本経済新聞社が公表しております。

「日経平均株価（日経２２５）の著作権等について」

- ・「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体及び「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- ・「日経」及び「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。
- ・当ファンドは、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用及び当ファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。
- ・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。
- ・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他、「日経平均株価」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

当ファンドは、以下の点で、通常の投資信託とは異なる仕組みを有しています。

1. 受益権が上場されます

受益権を東京証券取引所に上場しており、取引時間中であればいつでも株式と同様に売買することができます。

- ・売買単位は、1口です。
- ・売買手数料は、販売会社が個別に定めます。
- ・取引方法は、原則として株式と同様です。

※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

2. 取得申込みは有価証券により行われます

受益権の取得申込者は、取得時の「ユニット」を単位として、有価証券による取得申込みを行うことができます。

※「ユニット」とは、受益権取得時に適用される現物株式のポートフォリオで、対象株価指数に連動すると委託会社が想定するもので、委託会社が指定します。

原則として、所定の方法に定められている場合を除き、金銭によって受益権の取得申込みを行うことはできません。

3. 受益権と引き換えに有価証券を交付（交換）します

一定口数以上の受益権を保有する受益者は、それに相当する投資信託財産中の有価証券との交換を請求することができます。

通常の投資信託における換金手続きの解約申込みにより、受益権を換金することはできません。

主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は、行いません。

分配方針

毎計算期間末（毎年2月、8月の各15日）に、経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。

以下同じ。）の全額を分配することを原則とします。

ただし、分配金が零となる場合もあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 市況動向や資産規模などによっては、上記の運用が行えないことがあります。

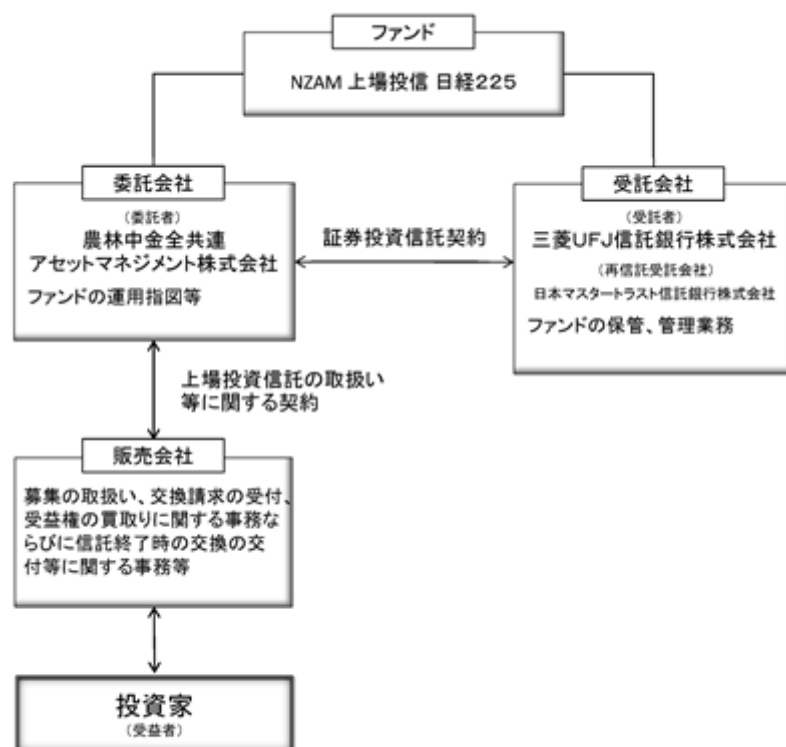
（2）【ファンドの沿革】

2019年1月16日 有価証券届出書の提出

2019年2月5日 信託契約締結日、ファンドの設定、運用開始日

2019年2月6日 受益権を東京証券取引所に上場

（３）【ファンドの仕組み】



委託者（委託会社）の概況（2019年8月30日現在）

① 資本金の額

34億2千万円

② 沿革

1993年9月28日 農中投信株式会社設立 資本金15億円

10月8日 証券投資信託委託業の免許取得

10月13日 営業開始

1996年8月20日 投資顧問業務の登録

9月30日 投資一任業務認可取得

10月1日 エヌケイユー投資顧問株式会社と合併し、同日付で「農中投信投資顧問株式会社」へ商号変更 資本金19億2千万円

2000年10月1日 「農林中金全共連アセットマネジメント株式会社」へ商号変更

2007年9月30日 金融商品取引業の登録

2012年7月26日 A種種類株式15,000株を発行し15億円増資（資本金34億2千万円）

③ 大株主の状況

株主名	住所	持株数 (株)	持株比率 (%)
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1丁目13番2号	19,550	36.61
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目7番9号	18,850	35.30
農中信託銀行株式会社	東京都千代田区内神田1丁目1番12号	15,000	28.09

（注）農林中央金庫及び全国共済農業協同組合連合会が保有する株式はすべて普通株式であり、農中信託銀行株式会社が保有する株式はすべて議決権を有しないA種種類株式です。

なお、議決権保有比率の状況は次のとおりです。

農林中央金庫 50.91%

全国共済農業協同組合連合会 49.09%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

運用の基本方針（約款第19条）※

委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、次に掲げる運用の基本方針に従って、その指図を行います。

1. この信託は、投資信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象株価指数の変動率に一致させることを目的として、対象株価指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式を組入れることを原則とします。
2. 上記1.の基本方針に沿うよう、投資信託財産の構成を調整するための指図を行うこと（有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。）があります。
3. 市況動向や資産規模などによっては、上記の運用が行えないことがあります。
4. 投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式の貸付けを行うことができるものとします。

※ 「約款第〇条」とは、信託約款の条項等と対応しております。（以下同じ。）

（２）【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類（約款第17条）

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

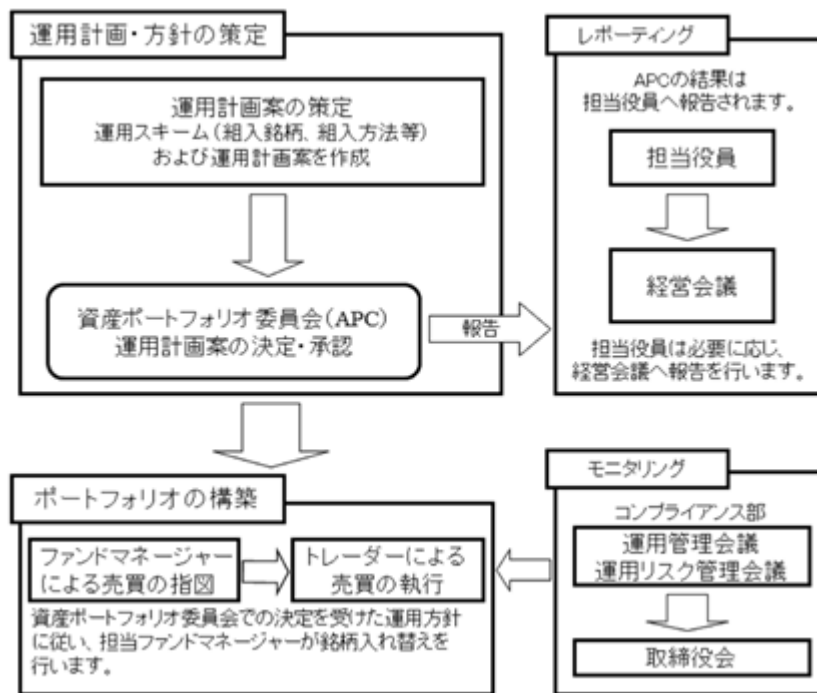
b. 運用の指図範囲（約款第18条）

- ① 委託者は、投資信託財産を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 1. 株式
 2. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ② 委託者は、投資信託財産を、上記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

（３）【運用体制】

1. 運用体制

当ファンドは、以下の投資プロセスに基づいた組織的運用を行います。



<資産ポートフォリオ委員会（APC）>

原則月1回以上開催し、ファンドの運用計画を決定（承認）します。

2. ファンドの運用に携わる人員等

部署	人員
運用部	40名程度 (うち 投資判断に携わる者 25名程度)
トレーディング部	10名程度
コンプライアンス部	10名程度

3. ファンドの関係者に対する管理体制等

委託者は、ファンドの関係法人である受託会社について、その財務状況、管理体制、法令遵守体制等について定期的にモニタリングを行うとともに、必要に応じ適宜ヒアリング等を実施します。

※ 運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

a. 収益分配方針（約款第20条）

- ① 毎計算期末（原則として2月、8月の各15日。）に、経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付有価証券に係る品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）の全額を分配することを原則とします。ただし、分配金が零となる場合もあります。
- ② 売買益（評価益を含みます。）からの分配は行いません。
- ③ 収益の分配にあてなかった利益については、約款第19条の規定に基づいて運用を行います。

b. 収益の分配（約款第35条）

- ① 投資信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、約款第33条各号の諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を投資信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、諸費用、信託報酬等および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。

- ② 毎計算期末に投資信託財産から生じた次の１．に掲げる利益の合計額は、次の２．に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰越します。
- １．有価証券売買益（評価益を含みます。）、先物取引等取引益（評価益を含みます。）、追加信託差益金、交換（解約）差益金
 - ２．有価証券売買損（評価損を含みます。）、先物取引等取引損（評価損を含みます。）、追加信託差損金、交換（解約）差損金

（５）【投資制限】

ａ．株式への投資制限（約款第19条）

株式への投資割合には、制限を設けません。

ｂ．投資する株式等の範囲（約款第22条）

- ① 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式等については、この限りではありません。
- ② 第１項の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができますものとします。

ｃ．外貨建資産への投資制限（約款第19条）

外貨建資産への投資は、行いません。

ｄ．先物取引等の運用指図（約款第23条）

委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。

ｅ．デリバティブ取引等に係る投資制限（約款第19条）

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

ｆ．株式の貸付けの指図および範囲（約款第24条）

- ① 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式を貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えない範囲内で貸付けることの指図をすることができるものとします。
- ② 上記①に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、株式の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ｇ．株式売却等の指図（約款第27条）

委託者は、投資信託財産に属する株式の売却等の指図ができます。

ｈ．再投資の指図（約款第28条）

委託者は、前条（上記 ｇ．）の規定による売却代金、株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

ｉ．信用リスク集中回避のための投資制限（約款第19条）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ｊ．デリバティブ取引に係る制限（金融商品取引法第42条の２第７号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託者は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が

定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないものとなっております。

ｋ．同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条及び同法施行規則第20条）

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないこととなっております。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

当ファンドの取得申込者には、慎重に投資判断を行うために、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意事項を認識することが求められます。当ファンドは、株式など値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、**受益者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は、預貯金と異なります。**

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

① 株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。

ファンドに組入れている株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合は、その企業の株式の価格が大きく下落しあるいは無価値となるため、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

② 乖離リスク

当ファンドは、対象株価指数との連動性をより高めるよう運用を行いますが、主として次の要因により対象株価指数の動きと乖離が生じます。

イ、対象株価指数の構成銘柄異動、その他一部の交換の場合等によってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること

ロ、追加設定の一部が金銭にて行われた場合、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること

ハ、対象銘柄の売買価格と評価価格に価格差が生じる場合があること

ニ、個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の構成比率と全くの同一の比率とすることができない場合

ホ、先物取引を利用した場合、先物価格と対象株価指数との間に価格差があること

ヘ、信託報酬等のコスト負担があること

※ 対象株価指数と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。

③ 流動性リスク

市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、有価証券等を売買する際に市場実勢から期待される価格で売買できず、不測の損失を被るリスクがあります。

④ 有価証券の貸し付けにおけるリスク

有価証券の貸付等において、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になるリスクがあります。この場合、貸し付けた有価証券が返還されず、不測の損失を被る可能性があります。

（２）その他の留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

（３）投資リスクに対する管理体制

① フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準を管理しています。また、日々のトラッキング・エラー管理（ポジションリスク管理およびパフォーマンス管理等）を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

② ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（コンプライアンス部）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、受益者の負託に応えうる適正な運用プロセスを構築しています。

具体的には、不正な取引から顧客の利益を保護し、ファンド運用の適正性を確保する観点から、ファンドが法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しています。

また、信託財産の運用者として適切なファンドの運用責任を果たす観点から、市場リスクをはじめとする各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しています。

〔運用管理会議〕

原則として月１回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）や運用計画の遵守状況について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

〔運用リスク管理会議〕

原則として月１回開催し、運用リスクや運用パフォーマンスの状況について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

※ 投資リスクに対する管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

〔参考情報〕

当ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移

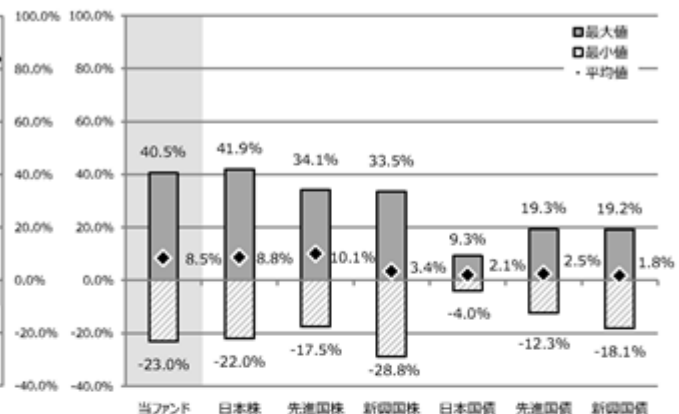


*2014年9月～2019年8月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移について表示したものです。

*当ファンドは、設定から1年が経過していないため、当ファンドの年間騰落率のデータの代わりにベンチマークの年間騰落率のデータを用いて算出しています。

*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



*2014年9月～2019年8月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*当ファンドは、設定から1年が経過していないため、当ファンドの年間騰落率のデータの代わりにベンチマークの年間騰落率のデータを用いて平均値、最大値、最小値を算出しています。

*各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
 先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス（税引前配当込み、円ベース）
 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）
 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
 新興国債・・・FTSE新興国市場国債インデックス（円ベース）

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- 東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所（株東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）の商標又は標章に関するすべての権利は株東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、株東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、株東京証券取引所は、本件商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- 「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
- 「MSCIコクサイ・インデックス」、「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、同指数に対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- 「FTSE世界国債インデックス（除く日本）」、「FTSE新興国市場国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

販売会社は、当該販売会社が個別に定める申込手数料ならびに当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を取得申込者から徴収することができるものとします。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
 <フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
 <ホームページアドレス><http://www.ja-asset.co.jp/>

申込手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。

（２）【換金（解約）手数料】

① 交換手数料

販売会社は、受益権の交換または買取りに際して、当該販売会社が個別に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税等に相当する金額を受益者から徴収することができるものとします。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
 <フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
 <ホームページアドレス><http://www.ja-asset.co.jp/>

交換手数料は、ファンドの交換等に関する事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。

② 信託財産留保額

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬等の額および支弁の方法

- ① 委託者および受託者の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、次の１．の額に２．の額を加算して得た額とします。

- １．投資信託財産の純資産総額に年率0.1485%（税抜0.135%）以内の率を乗じて得た額とします。

なお、委託者と受託者の配分については下記のとおり（税抜）とします。

（年率）

委託者	受託者	合計
0.085%	0.05%	0.135%

- ２．投資信託財産に属する株式の貸付に係る品貸料（貸付株式から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に55%（税抜50%）以内の率を乗じて得た額。

ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数のときは零とします。）に55%（税抜50%）以内の率を乗じて得た額とします。

なお、委託者と受託者の配分は4：1とします。

※ 信託報酬の委託者への配分は、委託した資金の運用への対価です。

※ 信託報酬の受託者への配分は、運用財産の管理、委託者からの指図の実行への対価です。

- ② 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとします。

（４）【その他の手数料等】

- ① 投資信託財産の組入有価証券を売買する際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用は、投資信託財産中から支弁します。
 - ② 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立て替えた立替金の利息および投資信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産中より支弁します。なお、受益権の上場に係る費用^{※１}および対象株価指数の商標（これに類する商標を含みます。）の使用料^{※２}ならびにこれらに係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
- ※１ 本書提出日現在、受益権の上場に係る費用は以下のとおりです。
- ・新規上場料および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%）。
 - ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%（税抜0.0075%）。
- ※２ 本書提出日現在、商標使用料は投資信託財産の純資産総額に、年0.0275%（税抜0.025%）以内を乗じて得た額
- ③ その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

（１）から（４）の手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は特定株式投資信託として取り扱われます。

① 個人の受益者に対する課税

○受益権の売却時

売却時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により税率20.315%（所得税15.315%[※]、地方税5%）が適用されます。（源泉徴収ありの特定口座は、原則として確定申告不要です。）

○収益分配金の受取時

収益分配金については、税率20.315%（所得税15.315%[※]、地方税5%）が適用されます。（原則として確定申告不要です。）

確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）を選択することもできます。

○受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、上記「受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

※2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

○損益通算について

売却時および交換時の損失（譲渡損）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

○少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人の受益者に対する課税

○受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

○収益分配金の受取時

収益分配金については、税率15.315%（所得税15.315%※、地方税の源泉徴収はありません。）が適用されます。益金不算入制度の適用があります。なお、税額控除が適用されます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

○受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、上記「受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

※2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

（注意）

- 税制が改正された場合等には、上記の内容（2019年8月30日現在）が変更となることがあります。詳しくは、販売会社、税務署等へお問い合わせください。
- 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

2019年 8月30日現在の運用状況は、以下のとおりです。

表示単位未満の端数が生じる場合には、金額は各々切り捨て、比率は各々四捨五入により記載しております。したがって、表示の合計値が個別数値と一致しない場合もあります。

なお、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	56,930,804,000	97.46
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,481,383,412	2.54
合計(純資産総額)		58,412,187,412	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	1,427,610,000	2.44

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	100,000	62,438.80	6,243,880,000	62,240.00	6,224,000,000	10.66
2	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	600,000	4,950.90	2,970,540,000	4,824.00	2,894,400,000	4.96
3	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	100,000	18,442.30	1,844,230,000	19,005.00	1,900,500,000	3.25
4	日本	株式	ファナック	電気機器	100,000	18,062.20	1,806,220,000	18,455.00	1,845,500,000	3.16
5	日本	株式	KDDI	情報・通信業	600,000	2,650.12	1,590,072,000	2,835.00	1,701,000,000	2.91
6	日本	株式	ダイキン工業	機械	100,000	13,271.40	1,327,140,000	13,155.00	1,315,500,000	2.25
7	日本	株式	京セラ	電気機器	200,000	6,355.64	1,271,128,000	6,315.00	1,263,000,000	2.16
8	日本	株式	テルモ	精密機器	400,000	3,310.44	1,324,176,000	3,087.00	1,234,800,000	2.11
9	日本	株式	信越化学工業	化学	100,000	10,641.90	1,064,190,000	10,715.00	1,071,500,000	1.83
10	日本	株式	ユニー・ファミリー マートホールディングス	小売業	400,000	2,172.34	868,936,000	2,450.00	980,000,000	1.68
11	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	300,000	3,519.80	1,055,940,000	3,219.00	965,700,000	1.65
12	日本	株式	セコム	サービス業	100,000	8,752.98	875,298,000	9,064.00	906,400,000	1.55
13	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	200,000	4,114.70	822,940,000	4,365.00	873,000,000	1.49
14	日本	株式	資生堂	化学	100,000	7,965.10	796,510,000	8,690.00	869,000,000	1.49
15	日本	株式	TDK	電気機器	100,000	8,260.00	826,000,000	8,460.00	846,000,000	1.45
16	日本	株式	花王	化学	100,000	7,641.16	764,116,000	7,674.00	767,400,000	1.31

17	日本	株式	中外製薬	医薬品	100,000	7,341.00	734,100,000	7,600.00	760,000,000	1.30
18	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	500,000	1,418.26	709,130,000	1,472.00	736,000,000	1.26
19	日本	株式	第一三共	医薬品	100,000	7,182.58	718,258,000	7,018.00	701,800,000	1.20
20	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	100,000	6,794.90	679,490,000	6,960.00	696,000,000	1.19
21	日本	株式	エス・ティ・ティ・データ	情報・通信業	500,000	1,350.18	675,090,000	1,371.00	685,500,000	1.17
22	日本	株式	バンダイナムコホールディングス	その他製品	100,000	6,020.40	602,040,000	6,250.00	625,000,000	1.07
23	日本	株式	ソニー	電気機器	100,000	5,837.56	583,756,000	6,042.00	604,200,000	1.03
24	日本	株式	塩野義製薬	医薬品	100,000	5,621.06	562,106,000	5,695.00	569,500,000	0.97
25	日本	株式	エーザイ	医薬品	100,000	5,325.70	532,570,000	5,430.00	543,000,000	0.93
26	日本	株式	オムロン	電気機器	100,000	5,041.20	504,120,000	5,260.00	526,000,000	0.90
27	日本	株式	トレンドマイクロ	情報・通信業	100,000	5,080.20	508,020,000	5,150.00	515,000,000	0.88
28	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	200,000	2,459.97	491,994,000	2,523.50	504,700,000	0.86
29	日本	株式	オリンパス	精密機器	400,000	1,267.06	506,824,000	1,244.00	497,600,000	0.85
30	日本	株式	アサヒグループホールディングス	食料品	100,000	4,781.66	478,166,000	4,956.00	495,600,000	0.85

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.15
		鉱業	0.06
		建設業	2.22
		食料品	4.16
		繊維製品	0.22
		パルプ・紙	0.11
		化学	8.24
		医薬品	7.68
		石油・石炭製品	0.27
		ゴム製品	0.87
		ガラス・土石製品	1.10
		鉄鋼	0.09
		非鉄金属	0.83
		金属製品	0.29
		機械	4.42
		電気機器	18.32
		輸送用機器	4.75
		精密機器	3.27
		その他製品	2.20
		電気・ガス業	0.21
		陸運業	2.16
		海運業	0.09
		空運業	0.06
		倉庫・運輸関連業	0.22
		情報・通信業	11.07
		卸売業	2.05
		小売業	14.00
		銀行業	0.65
		証券、商品先物取引業	0.30
		保険業	0.97
		その他金融業	0.20
		不動産業	1.70
		サービス業	4.53
合計			97.46

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	日経平均株価指数先物	買建	69	日本円	1,406,280,216	1,427,610,000	2.44

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（３） 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）		東京証券取引所 取引価格（円）
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）	
第1計算期間末（2019年 8月15日）	56,408,677,147	56,863,928,812	20,445	20,610	20,410
2019年 2月末日	18,490,957,878	—	21,399	—	21,550
3月末日	47,393,295,712	—	21,387	—	21,400
4月末日	52,179,716,680	—	22,453	—	22,300
5月末日	52,788,444,207	—	20,783	—	21,210
6月末日	46,475,997,522	—	21,494	—	21,450
7月末日	51,693,556,003	—	21,739	—	21,980
8月末日	58,412,187,412	—	20,758	—	20,720

(注)計算期間末が東京証券取引所の休業日にあたる場合、東京証券取引所取引価格は直前営業日の終値を表示しています。終値がない場合には、その直近値を表示しています。

② 【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間末	2019年 2月 5日～2019年 8月15日	165.00

③ 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第1計算期間末	2019年 2月 5日～2019年 8月15日	△1.3

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４） 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間末	2019年 2月 5日～2019年 8月15日	3,190,844	431,743	2,759,101

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注)解約口数は交換口数を表示しております。

＜参考情報＞

交付目論見書の運用実績（2019年8月末現在）

2019年8月末現在

基準価額・純資産の推移



・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

分配の推移

決算期／年月日	分配金
1期 2019年8月15日	165円
設定来累計	165円

・分配金のデータは、1口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

※組入上位10銘柄※

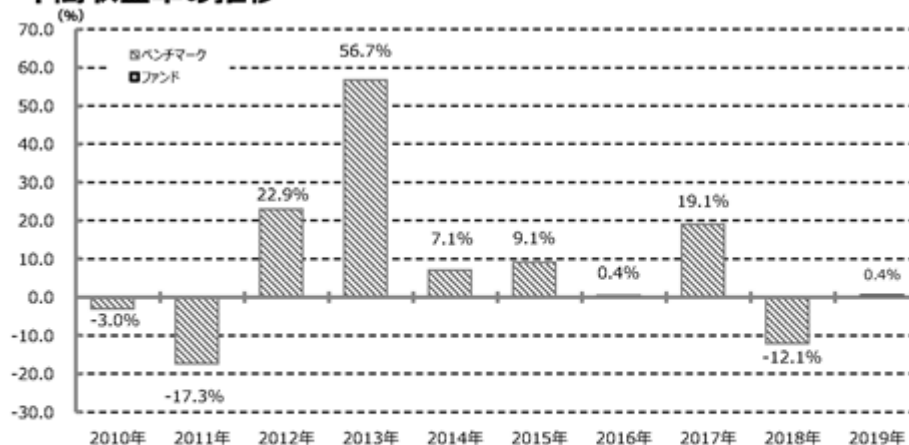
	銘柄名	業種	組入比率（％）
1	ファーストリテイリング	小売業	10.7
2	ソフトバンクグループ	情報・通信業	5.0
3	東京エレクトロン	電気機器	3.3
4	ファナック	電気機器	3.2
5	KDDI	情報・通信業	2.9
6	ダイキン工業	機械	2.3
7	京セラ	電気機器	2.2
8	テルモ	精密機器	2.1
9	信越化学工業	化学	1.8
10	ユニ・ファミリーマートホールディングス	小売業	1.7

・組入比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

※組入上位10業種※

	業種	組入比率（％）
1	電気機器	18.3
2	小売業	14.0
3	情報・通信業	11.1
4	化学	8.2
5	医薬品	7.7
6	輸送用機器	4.7
7	サービス業	4.5
9	機械	4.4
8	食料品	4.2
10	精密機器	3.3

年間収益率の推移



・ベンチマークは、「日経225」です。

・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。

・2018年以前は、ベンチマークの収益率を表示。

・2019年は設定日（2月5日）から8月までの騰落率を表示。

※このグラフはあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

※最新の運用実績は、農林中金全連アセットマネジメントのホームページで開示される予定です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込期間

当初申込期間 2019年2月1日から2019年2月4日までとします。

継続申込期間 2019年2月5日から2020年5月15日までとします。

※ 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

原則として、次に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の取得申込みの受け付けを行うことができます。

1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して3営業日以内
2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の3営業日前から起算して6営業日以内
3. 対象株価指数の構成銘柄の株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象株価指数への採用日ならびに存続銘柄の指数用株式数変更日の前営業日
4. 計算期間終了日の4営業日前から起算して5営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して6営業日以内）
5. この信託が終了となる場合において、償還日の直前5営業日間
6. 上記1.～5.のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合

（2）取得申込

- ① 販売会社は、その取得申込者に対し、約款第7条第1項の規定により分割される受益権の取得の申込に応じることができるものとします。
- ② 受益権の取得申込者は、委託者が指定する一定口数の整数倍の受益権の取得を申し込むものとします。この場合、取得申込みは、対象株価指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式をもって行うものとします。ただし、当該株式の評価額が、一定口数の整数倍の受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金銭を支払うものとします。なお、一定口数は、当該銘柄によって構成される、委託者が対象株価指数に連動すると想定する1単位のポートフォリオに相当する口数とします。
- ③ 販売会社は受益権の取得申込者に対し、その申込みの当日（正午を過ぎて申込みを受領した場合は翌営業日）（約款第3条第1項の規定に係る取得については信託契約締結日とします。）を取得申込受付日として当該取得申込を受け付けます。
- ④ 取得申込者が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社またはその子会社を以下「発行会社等」といいます。）である場合には、上記②の規定にかかわらず、原則として取得申込みに係る当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額を当該株式に代えて金銭をもって取得することができるものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、上記③の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に第1項の取得申込に係る有価証券に含まれる当該発行会社の株数を乗じて得た金額とします。なお、委託者は、当該発行会社の株式を投資信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額を徴することができるものとします。
- ⑤ 上記④に該当する場合には、受益権の取得申込者は、販売会社を通じてその旨を委託者に通知するものとします。この通知が取得申込の際に行われなかった場合において、そのことによって投資信託財産その他に損害が生じた場合には、販売会社がすべての責を負うものとします。
- ⑥ 上記①の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込に係る有価証券ならびに上記②ただし書きおよび上記④に規定する金銭の受渡しまたは

支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ⑦ 上記①から⑥の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込を中止すること、および既に受け付けた取得の申込の受付を取り消すことができます。

（３）申込単位

１ユニット[※]以上１ユニット単位

※ 「ユニット」とは、対象株価指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの（対象株価指数に連動すると委託者が想定する１単位の現物株式のポートフォリオ）に相当する口数の受益権をいいます。

１ユニットの受益権の口数は、１口の整数倍とし、取得申込受付日に委託者が定めます。

取得申込日の３営業日前までに、申込ユニット数に応じた現物株式のポートフォリオを販売会社に提示します。

（４）申込手数料

販売会社は、当該販売会社が個別に定める申込手数料ならびに当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を取得申込者から徴収することができるものとします。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前９時から午後５時まで）
<ホームページアドレス><http://www.ja-asset.co.jp/>

（５）申込価額

当初申込期間

１口当たり20,884円とします。

継続申込期間

１口当たり取得申込受付日の基準価額[※]とします。

原則として、取得申込みが正午までに行なわれたものを当該取得申込受付日の受付分とします。

※ 基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した額をいいます。なお、ファンドにおいては１口当たりの価額で表示されます。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前９時から午後５時まで）
<ホームページアドレス><http://www.ja-asset.co.jp/>

２【換金（解約）手続等】

（１）一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権（約款第52条の規定に基づき、受託者が書面決議において重大な約款の変更等に反対した受益者からの請求により買い取った受益権を除きます。）につき、信託期間中において、当ファンドの一部解約の実行を請求することはできません。

（２）交換申込

- ① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、当該受益権と当該受益権の投資信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。
- ② 受益者が交換請求をするときは、販売会社に対し、委託者が定める一定口数の整数倍の振替受益権をもって行うものとします。

- ③ 受益者は、2019年3月5日以降において、自己に帰属する受益権につき、その請求の当日（正午を過ぎて請求を受領した場合は翌営業日）を交換請求受付日として、交換を請求することができます。
- ④ 委託者は、交換に際し、投資信託財産に属する有価証券の評価額をもって、それに相当する口数の受益権と交換するものとします。交換に際し、受益権の価額は、交換請求受付日の基準価額とします。この場合において、受益者が交換によって取得する個別銘柄の有価証券は、交換請求受付日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位（金融商品取引所が定める1売買単位をいいます。）の整数倍とします。
- ⑤ 上記①にかかわらず、委託者は、原則として、次に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の交換請求の受け付けを行うことがあります。
1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して3営業日以内
 2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の3営業日前から起算して6営業日以内
 3. 対象株価指数の構成銘柄の株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象株価指数への採用日ならびに存続銘柄の指数用株式数変更日の前営業日
 4. 計算期間終了日の4営業日前から起算して5営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して6営業日以内）
 5. この信託が終了となる場合において、償還日の直前5営業日間
 6. 上記1.～5.のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合
- ⑥ 上記②の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続を行うものとします。当該抹消に係る手続および約款第39条第4項に掲げる交換有価証券に係る振替請求が行われた後に、振替機関は、約款第39条第1項または第2項に定める交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑦ 受託者は、約款第39条第1項または第2項の委託者の交換の指図に係る振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続および約款第39条第5項に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ、抹消したものとして取り扱います。
- ⑧ 販売会社は、当該販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を交換請求者から徴収することができるものとします。
- ⑨ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合、その他やむを得ない事情があるときおよび委託者が必要と認めるときは、交換請求の受付の中止、交換請求の受付の取消またはその両方を行うことができます。
- ⑩ 上記⑨により交換請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の交換請求を撤回することができます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換請求を受け付けたものとして計算されるものとします。
- ⑪ 委託者は、上記①の請求を受け付けた場合には、当該請求に係る受益権と、当該受益権の投資信託財産に対する持分に相当する有価証券として委託者が指定するものとの交換を行うよう受託者に指図します。
- ⑫ 上記⑩の規定にかかわらず、交換の請求を行った受益者が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、原則として、委託者は、上記⑩の請求に係る受益権の口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額に相当する口数を除いた口数の受益権と、当該受益権の持分に相当する有価証券（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう受託者に指図するものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、上記③の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものにつ

いてはそれに準ずる価額とします。)に上記①の交換請求に係る有価証券に含まれる当該発行会社の株数を乗じて得た金額とします。なお、委託者は、当該発行会社の株式を投資信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額を徴することができるものとします。

- ⑬ 上記⑫に該当する場合には、交換請求を行う受益者は、販売会社を通じてその旨を委託者に通知するものとします。この通知が交換請求の際に行われなかった場合において、そのことによって投資信託財産その他に損害が生じた場合には、販売会社がすべての責を負うものとします。
- ⑭ 受託者は、上記⑥に掲げる手続が行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として、交換請求受付日から起算して3営業日目から振替機関等の口座に上記①の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。
- ⑮ 委託者は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権に係る振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

(3) 受益権の買取り

- ① 販売会社は、次に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、次の2.の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。
1. 交換により取引所売買単位未満の振替受益権が生じた場合
 2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合
- ② 上記①の買取価額は、買取請求受付日の基準価額から、販売会社が定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を控除した価額とすることができます。
- ③ 販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。
- ④ 上記③の規定により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取停止以前に行った当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして、上記②の規定に準じて計算されたものとします。

3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

a. 基準価額の計算方法（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法（約款第8条））

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

b. 主要な投資対象資産の評価方法

ファンドの主要な投資対象資産の評価につきましては、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって、以下のとおり評価しております。

資産の種類	評価方法
国内上場株式	原則として金融商品取引所における計算日の最終相場で評価しております。

c. 基準価額の算出頻度等

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は、日本経済新聞に掲載されます。（ファンド名の表示は「農中日経平均」です。）

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
<ホームページアドレス><http://www.ja-asset.co.jp/>

d. 追加信託金および受益権と有価証券の交換の計理処理（約款第37条）

- ① 追加信託に相当する金額（追加信託に係る有価証券の評価額を含みます。）は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託差金として処理します。
- ② 受益権と有価証券との交換にあたっては、交換に係る受益権口数に交換請求の受付日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を、交換（解約）差金として処理します。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託期間（約款第4条）

この信託は、期間の定めを設けません。ただし、約款第46条第1項、同条第2項、第47条第1項、第48条第1項および第50条第2項の規定により信託を終了させる場合があります。

（4）【計算期間】

信託の計算期間（約款第31条）

この信託の計算期間は、毎年2月16日から8月15日まで、8月16日から翌年2月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2019年8月15日までとし、最終計算期間の終了日は約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

a. 信託期間の終了

下記の信託約款の条項に規定する場合は、信託期間終了日前に信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

（イ）信託契約の解約（約款第46条）

- ① 委託者は、信託期間中において、投資信託財産の一部を受益権と交換することにより、2021年8月15日以降の受益権の口数が20万口を下ることとなった場合もしくは、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、信託期間中において次に該当することとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 1. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
 2. 対象株価指数が廃止された場合
 3. 対象株価指数の計算方法その他の変更等に伴って委託者または受託者が必要と認めたこの信託約款の変更が約款第51条第2項に規定する書面決議により否決された場合

なお、上記1.に掲げる事由によりこの信託契約を解約する場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続を開始するものとします。

- ③ 委託者は、上記①の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとする場合、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、

この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ④ 上記③の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 上記③の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 上記③から上記⑤までの規定は、上記②の規定に基づいてこの信託契約を解約するとき、または委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記③から上記⑤までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令（約款第47条第1項）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し信託を終了させます。

(ハ) 委託者の登録取り消しなどに伴う取り扱い（約款第48条）

- ① 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 上記①の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第51条第2項の書面決議において否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(ニ) 受託者の辞任および解任に伴う取り扱い（約款第50条）

- ① 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、約款第51条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 約款の変更

約款の変更は、信託約款の下記の条項により行うものとします。

(イ) 信託契約に関する監督官庁の命令（約款第47条第2項）

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款第51条の規定に従います。

(ロ) 信託約款の変更等（約款第51条）

- ① 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ② 委託者は、上記①の変更または併合（上記①の変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 上記②の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 上記②の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 上記②から上記⑤までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 上記①から上記⑥までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

c. 金融商品取引所への上場（約款第13条）

- ① 委託者は、この信託の受益権について、金融商品取引所に上場申請を行うものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所が開設する市場に上場されるものとします。
- ② 委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、上記①の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行う受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

d. その他の契約の変更

<募集等に関する契約>

委託者と販売会社との間の上場投資信託の募集等に関する契約は当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動的に更新されます。

当契約は、当事者間の合意により変更することができます。

その終了または変更は、必要に応じて受益者に対して通知を行う手配をしますが、必ずしも直ちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

e. 運用報告書等

<運用報告書>

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づく運用報告書の作成・交付は行いません。

<有価証券報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書を作成し、関東財務局に提出します。

<臨時報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条の5第4項の規定に基づき臨時報告書を作成し、関東財務局に提出します。

f. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い（約款第49条）

- ① 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g. 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限（約款第53条）

この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

h. 公告（約款第54条）

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

i. 信託約款に関する疑義の取り扱い（約款第55条）

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

j. 信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者は「投資信託及び投資法人に関する法律」ならびに信託約款の規定および本書の記載に従い、以下の権利を有するものとします。

（イ）収益分配金に対する請求権および名義登録

受益者は、持分に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

- ① 受託者は、計算期間終了日現在において、約款第16条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）とし、収益分配金を当該名義登録受益者に支払います。
- ② 受託者は収益分配金の支払いについて、受益者名簿の作成した者にこれを委託することができます。
- ③ 上記①に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行うものとします。なお、名義登録受益者が約款第16条第3項に規定する金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。
- ④ 受益者が、収益分配金について上記③に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

※（受益者名簿の作成と名義登録（約款第16条））

1. 受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、受益者について、その氏名または名称、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）または法人番号（同法同条に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、氏名または名称および住所とします。）その他受託者が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。
2. 受託者は、計算期間終了日において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき、振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払いの取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所とします。）その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。
3. 受益者は、この信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。）を経由して上記1.の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
4. 上記3.に規定する名義登録は、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。また、この信託が終了することとなる場合は、信託終了日の直前5営業日間に於いて名義登録を停止するものとします。

（ロ）信託終了時の交換等

- ① 委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、投資信託財産に対する持分に相当する有価証券を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。
- ② 上記①の交換は、販売会社の営業所において行うものとします。
- ③ 上記①の交換に係る受益権の評価額は信託終了日の5営業日前の基準価額とします。この場合において、受益者が交換により取得する個別銘柄の有価証券は、信託終了日の5営業日前の日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位の整数倍とします。
- ④ 対象株価指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である受益者が、上記③の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数

の受益権を買取をすることを受託者に指図します。この場合の個別銘柄時価総額は、信託終了日の4営業日前の寄付き以降成行きの方法またはこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額（売却するのに必要な経費を控除した後の金額）とします。

- ⑤ 上記④の規定により投資信託財産が買取った受益権については、上記④の個別銘柄時価総額が確定した日から4営業日目に金銭の交付を行います。
- ⑥ 販売会社は、上記①による交換を行うときは、当該受益者から販売会社が定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- ⑦ 上記①の有価証券の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託者が確認した日の翌営業日から起算して3営業日目から行います。
- ⑧ 委託者は、信託終了日の4営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権（約款第40条の規定により買取りの対象となった受益権を含みます。）を失効したものとして取り扱うこととし、受託者は、当該受益権に係る振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。
- ⑨ 上記①および上記③の規定にかかわらず、次の場合には信託終了時の受益権の価額をもとに販売会社を買取りを行うことを原則とします。
 - 1. 上記①において、受益者の有する口数から有価証券の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権
 - 2. 上記①における一定口数に満たない振替受益権（取引所売買単位未満の振替受益権を含みます。）
- ⑩ 販売会社は、上記⑨の買取りを行うときは、販売会社が定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- ⑪ 信託終了に係る金銭は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者である販売会社に支払います。なお、販売会社は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託を終了するのと引換えに、信託終了に係る金銭に相当する受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑫ 受益者が、信託終了時の交換について、信託終了日から10年間その交換請求をしないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（ハ）反対者の買取請求権（約款第52条）

約款第46条に規定する信託契約の解約または約款第51条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

（二）投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写請求権（投資信託及び投資法人に関する法律第15条第2項）

受益者は委託者に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（2019年 2月5日から2019年 8月15日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

NZAM 上場投信 日経225

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

		第1期 2019年 8月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		1,866,524,722
株式		54,987,221,800
未収配当金		71,565,200
前払金		10,678,200
流動資産合計		56,935,989,922
資産合計		56,935,989,922
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		11,532,888
未払金		17,389,504
未払収益分配金		455,251,665
未払受託者報酬		12,715,046
未払委託者報酬		21,615,517
未払利息		1,973
その他未払費用		8,806,182
流動負債合計		527,312,775
負債合計		527,312,775
純資産の部		
元本等		
元本		57,621,065,284
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△1,212,388,137
（分配準備積立金）		1,456,794
元本等合計		56,408,677,147
純資産合計		56,408,677,147
負債純資産合計		56,935,989,922

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 2019年 2月 5日 至 2019年 8月15日
営業収益	
受取配当金	500,199,320
受取利息	1,300
有価証券売買等損益	△2,394,923,139
派生商品取引等損益	14,502,340
その他収益	45,188
営業収益合計	△1,880,174,991
営業費用	
支払利息	306,471
受託者報酬	12,715,046
委託者報酬	21,615,517
その他費用	8,900,315
営業費用合計	43,537,349
営業利益又は営業損失（△）	△1,923,712,340
経常利益又は経常損失（△）	△1,923,712,340
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,923,712,340
一部交換に伴う当期純利益金額の分配額又は一部交換に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,347,004,816
当期一部交換に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,347,004,816
剰余金減少額又は欠損金増加額	180,428,948
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	180,428,948
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	455,251,665
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,212,388,137

（３）【注記表】**（重要な会計方針に係る事項に関する注記）**

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		第1期 2019年 8月15日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況	
	期首元本額	10,151,545,328円
	期中追加設定元本額	56,486,040,768円
	期中一部交換元本額	9,016,520,812円
2.	計算期間の末日における受益権の総数	2,759,101口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	1,212,388,137円
4.	担保資産 代用有価証券として、担保を供している資産は次の通りであります。 株式 合計	124,880,000円 124,880,000円
5.	1口当たり純資産額	20,445円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第1期 自 2019年 2月 5日 至 2019年 8月15日	
分配金の計算過程	A. 配当等収益額	499,939,337円
	B. 分配準備積立金額	0円
	C. 配当等収益合計額（A+B）	499,939,337円
	D. 経費	43,230,878円
	E. 収益分配可能額（C-D）	456,708,459円
	F. 収益分配金	455,251,665円
	G. 次期繰越金(分配準備積立金)（E-F）	1,456,794円
	H. 口数	2,759,101口
	I. 1口当たり分配金（F/H×1）	165円

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 自 2019年 2月 5日 至 2019年 8月15日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、価格変動リスク等に晒されています。	
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 2019年 8月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 先物取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

第1期(自 2019年 2月 5日 至 2019年 8月15日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	△2,256,566,277
合計	△2,256,566,277

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（株式関連）

第1期（2019年 8月15日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	1,397,358,200	—	1,385,840,000	△11,518,200
合計		1,397,358,200	—	1,385,840,000	△11,518,200

（注）時価の算定方法

1. 先物取引の時価評価については、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
2. 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額は含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

①株式

（単位：円）

銘 柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
日本水産	98,000	588.00	57,624,000	
マルハニチロ	9,800	2,655.00	26,019,000	
国際石油開発帝石	39,200	903.20	35,405,440	
コムシスホールディングス	98,000	2,774.00	271,852,000	
大成建設	19,600	3,560.00	69,776,000	
大林組	98,000	927.00	90,846,000	
清水建設	98,000	854.00	83,692,000	
長谷工コーポレーション	19,600	1,087.00	21,305,200	
鹿島建設	49,000	1,203.00	58,947,000	
大和ハウス工業	98,000	3,067.00	300,566,000	
積水ハウス	98,000	1,801.00	176,498,000	
日揮	98,000	1,238.00	121,324,000	
日清製粉グループ本社	98,000	1,976.00	193,648,000	
明治ホールディングス	19,600	7,470.00	146,412,000	
日本ハム	49,000	3,835.00	187,915,000	
サッポロホールディングス	19,600	2,451.00	48,039,600	
アサヒグループホールディングス	98,000	4,781.00	468,538,000	
キリンホールディングス	98,000	2,121.50	207,907,000	
宝ホールディングス	98,000	944.00	92,512,000	
キッコーマン	98,000	4,800.00	470,400,000	
味の素	98,000	1,905.00	186,690,000	
ニチレイ	49,000	2,346.00	114,954,000	
日本たばこ産業	98,000	2,269.50	222,411,000	
東洋紡	9,800	1,284.00	12,583,200	
ユニチカ	9,800	328.00	3,214,400	
帝人	19,600	1,848.00	36,220,800	
東レ	98,000	777.20	76,165,600	
王子ホールディングス	98,000	477.00	46,746,000	
日本製紙	9,800	1,709.00	16,748,200	
クラレ	98,000	1,219.00	119,462,000	
旭化成	98,000	939.20	92,041,600	
昭和電工	9,800	2,714.00	26,597,200	
住友化学	98,000	459.00	44,982,000	

日産化学	98,000	4,770.00	467,460,000	
東ソー	49,000	1,350.00	66,150,000	
トクヤマ	19,600	2,162.00	42,375,200	
デンカ	19,600	2,826.00	55,389,600	
信越化学工業	98,000	10,645.00	1,043,210,000	
三井化学	19,600	2,279.00	44,668,400	
三菱ケミカルホールディングス	49,000	717.50	35,157,500	
宇部興産	9,800	1,992.00	19,521,600	
日本化薬	98,000	1,155.00	113,190,000	
花王	98,000	7,643.00	749,014,000	
D I C	9,800	2,686.00	26,322,800	
富士フイルムホールディングス	98,000	4,543.00	445,214,000	
資生堂	98,000	7,966.00	780,668,000	
日東電工	98,000	4,839.00	474,222,000	
協和キリン	98,000	1,800.00	176,400,000	
武田薬品工業	98,000	3,615.00	354,270,000	
アステラス製薬	490,000	1,418.00	694,820,000	
大日本住友製薬	98,000	1,842.00	180,516,000	
塩野義製薬	98,000	5,619.00	550,662,000	
中外製薬	98,000	7,340.00	719,320,000	
エーザイ	98,000	5,325.00	521,850,000	
第一三共	98,000	7,182.00	703,836,000	
大塚ホールディングス	98,000	4,274.00	418,852,000	
出光興産	39,200	2,665.00	104,468,000	
J X T Gホールディングス	98,000	423.10	41,463,800	
横浜ゴム	49,000	1,957.00	95,893,000	
ブリヂストン	98,000	3,979.00	389,942,000	
A G C	19,600	2,979.00	58,388,400	
日本板硝子	9,800	597.00	5,850,600	
日本電気硝子	29,400	2,190.00	64,386,000	
住友大阪セメント	9,800	4,410.00	43,218,000	
太平洋セメント	9,800	2,542.00	24,911,600	
東海カーボン	98,000	995.00	97,510,000	
T O T O	49,000	4,040.00	197,960,000	
日本碍子	98,000	1,455.00	142,590,000	
日本製鉄	9,800	1,453.00	14,239,400	
神戸製鋼所	9,800	537.00	5,262,600	
ジェイ エフ イー ホールディングス	9,800	1,206.50	11,823,700	
大平洋金属	9,800	2,044.00	20,031,200	

日本軽金属ホールディングス	98,000	180.00	17,640,000	
三井金属鉱業	9,800	2,174.00	21,305,200	
東邦亜鉛	9,800	1,800.00	17,640,000	
三菱マテリアル	9,800	2,643.00	25,901,400	
住友金属鉱山	49,000	3,081.00	150,969,000	
DOWAホールディングス	19,600	3,525.00	69,090,000	
古河電気工業	9,800	2,346.00	22,990,800	
住友電気工業	98,000	1,214.50	119,021,000	
フジクラ	98,000	328.00	32,144,000	
SUMCO	9,800	1,256.00	12,308,800	
東洋製罐グループホールディングス	98,000	1,603.00	157,094,000	
日本製鋼所	19,600	1,658.00	32,496,800	
オークマ	19,600	5,110.00	100,156,000	
アマダホールディングス	98,000	1,027.00	100,646,000	
小松製作所	98,000	2,277.00	223,146,000	
住友重機械工業	19,600	3,050.00	59,780,000	
日立建機	98,000	2,210.00	216,580,000	
クボタ	98,000	1,518.00	148,764,000	
荏原製作所	19,600	2,370.00	46,452,000	
ダイキン工業	98,000	13,270.00	1,300,460,000	
日本精工	98,000	801.00	78,498,000	
NTN	98,000	264.00	25,872,000	
ジェイテクト	98,000	1,116.00	109,368,000	
日立造船	19,600	346.00	6,781,600	
三菱重工業	9,800	4,026.00	39,454,800	
I H I	9,800	2,008.00	19,678,400	
日清紡ホールディングス	98,000	780.00	76,440,000	
コニカミノルタ	98,000	735.00	72,030,000	
ミネベアミツミ	98,000	1,587.00	155,526,000	
日立製作所	19,600	3,641.00	71,363,600	
三菱電機	98,000	1,277.50	125,195,000	
富士電機	19,600	3,075.00	60,270,000	
安川電機	98,000	3,380.00	331,240,000	
オムロン	98,000	5,040.00	493,920,000	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	19,600	1,861.00	36,475,600	
日本電気	9,800	4,480.00	43,904,000	
富士通	9,800	8,467.00	82,976,600	
沖電気工業	9,800	1,443.00	14,141,400	
セイコーエプソン	196,000	1,394.00	273,224,000	

パナソニック	98,000	801.00	78,498,000	
ソニー	98,000	5,838.00	572,124,000	
T D K	98,000	8,260.00	809,480,000	
アルプスアルパイン	98,000	1,747.00	171,206,000	
横河電機	98,000	2,005.00	196,490,000	
アドバンテスト	196,000	4,115.00	806,540,000	
カシオ計算機	98,000	1,408.00	137,984,000	
ファナック	98,000	18,065.00	1,770,370,000	
京セラ	196,000	6,356.00	1,245,776,000	
太陽誘電	98,000	2,102.00	205,996,000	
S C R E E Nホールディングス	19,600	5,710.00	111,916,000	
キヤノン	147,000	2,744.50	403,441,500	
リコー	98,000	929.00	91,042,000	
東京エレクトロン	98,000	18,435.00	1,806,630,000	
デンソー	98,000	4,287.00	420,126,000	
三井E & Sホールディングス	9,800	824.00	8,075,200	
川崎重工業	9,800	2,002.00	19,619,600	
日産自動車	98,000	655.10	64,199,800	
いすゞ自動車	49,000	1,078.50	52,846,500	
トヨタ自動車	98,000	6,795.00	665,910,000	
日野自動車	98,000	817.00	80,066,000	
三菱自動車工業	9,800	427.00	4,184,600	
マツダ	19,600	879.70	17,242,120	
本田技研工業	196,000	2,460.00	482,160,000	
スズキ	98,000	3,932.00	385,336,000	
S U B A R U	98,000	2,720.00	266,560,000	
ヤマハ発動機	98,000	1,707.00	167,286,000	
テルモ	392,000	3,311.00	1,297,912,000	
ニコン	98,000	1,338.00	131,124,000	
オリンパス	392,000	1,267.00	496,664,000	
シチズン時計	98,000	482.00	47,236,000	
バンダイナムコホールディングス	98,000	6,020.00	589,960,000	
凸版印刷	49,000	1,576.00	77,224,000	
大日本印刷	49,000	2,276.00	111,524,000	
ヤマハ	98,000	4,850.00	475,300,000	
東京電力ホールディングス	9,800	511.00	5,007,800	
中部電力	9,800	1,515.00	14,847,000	
関西電力	9,800	1,268.00	12,426,400	
東京瓦斯	19,600	2,683.50	52,596,600	

大阪瓦斯	19,600	1,945.00	38,122,000	
東武鉄道	19,600	3,205.00	62,818,000	
東京急行電鉄	49,000	1,868.00	91,532,000	
小田急電鉄	49,000	2,467.00	120,883,000	
京王電鉄	19,600	6,850.00	134,260,000	
京成電鉄	49,000	4,050.00	198,450,000	
東日本旅客鉄道	9,800	9,993.00	97,931,400	
西日本旅客鉄道	9,800	8,800.00	86,240,000	
東海旅客鉄道	9,800	20,965.00	205,457,000	
日本通運	9,800	5,360.00	52,528,000	
ヤマトホールディングス	98,000	1,823.50	178,703,000	
日本郵船	9,800	1,573.00	15,415,400	
商船三井	9,800	2,408.00	23,598,400	
川崎汽船	9,800	1,084.00	10,623,200	
ANAホールディングス	9,800	3,590.00	35,182,000	
三菱倉庫	49,000	2,608.00	127,792,000	
ヤフー	39,200	272.00	10,662,400	
トレンドマイクロ	98,000	5,080.00	497,840,000	
スカパーJ S A Tホールディングス	9,800	406.00	3,978,800	
日本電信電話	19,600	4,929.00	96,608,400	
K D D I	588,000	2,649.50	1,557,906,000	
N T T ドコモ	9,800	2,592.00	25,401,600	
東宝	9,800	4,485.00	43,953,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	490,000	1,350.00	661,500,000	
コナミホールディングス	98,000	4,390.00	430,220,000	
ソフトバンクグループ	588,000	4,952.00	2,911,776,000	
双日	9,800	322.00	3,155,600	
伊藤忠商事	98,000	2,040.50	199,969,000	
丸紅	98,000	656.50	64,337,000	
豊田通商	98,000	3,140.00	307,720,000	
三井物産	98,000	1,642.50	160,965,000	
住友商事	98,000	1,533.50	150,283,000	
三菱商事	98,000	2,595.00	254,310,000	
J. フロント リテイリング	49,000	1,185.00	58,065,000	
三越伊勢丹ホールディングス	98,000	755.00	73,990,000	
セブン&アイ・ホールディングス	98,000	3,665.00	359,170,000	
ユニー・ファミリーマートホールディングス	392,000	2,172.00	851,424,000	
高島屋	49,000	1,216.00	59,584,000	

丸井グループ	98,000	1,950.00	191,100,000	
イオン	98,000	1,884.00	184,632,000	
ファーストリテイリング	98,000	62,440.00	6,119,120,000	代用有価証券で 2,000株 担保差入
コンコルディア・フィナンシャルグループ	98,000	351.00	34,398,000	
新生銀行	9,800	1,420.00	13,916,000	
あおぞら銀行	9,800	2,480.00	24,304,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	98,000	499.00	48,902,000	
りそなホールディングス	9,800	409.90	4,017,020	
三井住友トラスト・ホールディングス	9,800	3,438.00	33,692,400	
三井住友フィナンシャルグループ	9,800	3,467.00	33,976,600	
千葉銀行	98,000	522.00	51,156,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	19,600	1,723.00	33,770,800	
静岡銀行	98,000	690.00	67,620,000	
みずほフィナンシャルグループ	98,000	153.30	15,023,400	
大和証券グループ本社	98,000	429.70	42,110,600	
野村ホールディングス	98,000	365.00	35,770,000	
松井証券	98,000	852.00	83,496,000	
SOMPOホールディングス	24,500	4,199.00	102,875,500	
MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス	29,400	3,425.00	100,695,000	
ソニーフィナンシャルホールディングス	19,600	2,400.00	47,040,000	
第一生命ホールディングス	9,800	1,369.00	13,416,200	
東京海上ホールディングス	49,000	5,621.00	275,429,000	
T&Dホールディングス	19,600	990.70	19,417,720	
クレディセゾン	98,000	1,183.00	115,934,000	
東急不動産ホールディングス	98,000	597.00	58,506,000	
三井不動産	98,000	2,272.00	222,656,000	
三菱地所	98,000	1,961.50	192,227,000	
東京建物	49,000	1,267.00	62,083,000	
住友不動産	98,000	3,850.00	377,300,000	
ディー・エヌ・エー	29,400	2,074.00	60,975,600	
電通	98,000	3,695.00	362,110,000	
サイバーエージェント	19,600	4,330.00	84,868,000	
楽天	98,000	1,015.00	99,470,000	
リクルートホールディングス	294,000	3,522.00	1,035,468,000	
日本郵政	98,000	984.00	96,432,000	
東京ドーム	49,000	1,029.00	50,421,000	
セコム	98,000	8,751.00	857,598,000	

合 計	17,390,100		54,987,221,800	
-----	------------	--	----------------	--

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「（3）注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に開示しておりますので、記載を省略しております。

2【ファンドの現況】
【純資産額計算書】

（2019年 8月30日現在）

I 資産総額	60,388,150,326円
II 負債総額	1,975,962,914円
III 純資産総額（I－II）	58,412,187,412円
IV 発行済口数	2,813,990口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	20,758円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換手続き

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権であり、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（4）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（5）受益権の再分割

社振法に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、交換請求の受付け、交換有価証券の交付等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2019年8月30日現在）

34億2千万円

発行する株式の総数：116,400株（普通株式101,400株、A種種類株式15,000株）

発行済株式総数：53,400株（普通株式38,400株、A種種類株式15,000株）

最近5年間における資本金の額の増減

・2012年7月26日 A種種類株式15,000株を発行し15億円増資（資本金34億2千万円）

（注）A種種類株式は議決権を有しません。

（2）委託会社等の機構

a. 委託会社等の機構（委託会社等の意思決定機構）

定款に基づき、10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中より取締役社長1名を置くとともに、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。また取締役の中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに発することとします。また、取締役および監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。

取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

b. 運用プロセス（投資運用の意思決定機構）

① 運用に関する会議等

1. 投資戦略委員会

原則として月1回以上開催し、投資環境や市場動向等を踏まえ、最適な資産配分を決定します。

2. 資産ポートフォリオ委員会

原則として月1回以上開催し、個別資産毎にセクター、スタイル、ファクター等のリスク配分を決定します。

3. 銘柄会議

必要に応じ開催し、ポートフォリオ構築に必要な銘柄の相対的な優位性等を決定します。

4. 個別ファンド運用会議

運用担当役員が、特に必要と認めたファンドの運用方針を、個別に審議し決定します。

5. 運用リスク管理会議

原則として月1回開催し、ファンド運用資産に係るリスクを的確に把握・管理することを目的に、運用リスクや運用パフォーマンスの状況について報告・審議を行います。

6. 運用管理会議

原則として月1回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況の検証および運用計画と実績の検証を行います。

② 運用の流れ

1. 運用方針の決定

経済環境や市場環境等グローバルな投資情報の分析等に基づき、最適な資産配分を決定した後、個別資産毎のリスク配分および資産構成銘柄等を組織的な意思決定プロセスを通じて決定しています。

2. 運用の実践

ファンドマネージャーは、ファンド毎のリスク許容度やガイドライン等を考慮しながら、上記決定を受けた運用方針に基づいた運用を行います。

3. 運用状況の評価

ファンドの運用状況については、運用リスク管理会議や運用管理会議による運用状況等の評価を通じ、最適な投資行動を実践しているかの確認を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

2019年8月30日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

種類別（基本的性格）	本数	純資産総額
株式投資信託	277本	4,424,111百万円
公社債投資信託	31本	141,970百万円
合計	308本	4,566,081百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により、作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。なお、EY新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって新日本有限責任監査法人から名称変更しております。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金	※ 1		10,520,402		10,953,987
分別金信託			100,000		100,000
有価証券			—		91,023
1年内償還予定のその他の関係 会社有価証券			1,000,000		1,000,000
前払費用			100,685		116,844
未収委託者報酬			1,454,894		1,672,837
未収運用受託報酬			212,706		197,286
未収投資助言報酬			162,644		146,031
未収収益			2,021		1,546
その他			25,477		30,225
流動資産計			13,578,832		14,309,782
固定資産					
有形固定資産			146,878		148,382
建物	※ 2	101,124		95,253	
器具備品	※ 2	45,753		53,129	
無形固定資産			8,736		8,281
商標権		6,331		5,886	
電話加入権等		2,405		2,394	
投資その他の資産			5,172,852		5,244,866
投資有価証券		910,081		964,082	
その他の関係会社有価証券		4,000,000		4,000,000	
長期差入保証金		80,077		82,624	
長期前払費用		3,659		2,743	
会員権		6,700		6,700	
繰延税金資産		172,334		188,715	
固定資産計			5,328,467		5,401,530
資産合計			18,907,299		19,711,313

		前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			2,245,059		1,500,896
未払金			551,825		619,815
未払収益分配金		13		13	
未払償還金		3,132		3,132	
未払手数料		534,806		603,800	
その他未払金		13,872		12,868	
未払費用			109,493		125,004
未払法人税等			549,111		651,420
未払消費税等			99,920		98,144
賞与引当金			176,534		180,895
流動負債計			3,731,945		3,176,175
固定負債					
退職給付引当金			179,077		187,460
役員退任慰労引当金			44,700		59,600
固定負債計			223,777		247,060
負債合計			3,955,722		3,423,235
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			3,420,000		3,420,000
資本剰余金					
資本準備金		1,500,000		1,500,000	
資本剰余金計			1,500,000		1,500,000
利益剰余金					
利益準備金		74,040		74,040	
その他利益剰余金		9,905,856		11,256,010	
別途積立金		7,905,000		8,805,000	
繰越利益剰余金		2,000,856		2,451,010	
利益剰余金計			9,979,896		11,330,050
株主資本計			14,899,896		16,250,050
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			51,680		38,026
評価・換算差額等計			51,680		38,026
純資産合計			14,951,577		16,288,077
負債純資産合計			18,907,299		19,711,313

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
営業収益					
委託者報酬			6,975,152		7,793,271
運用受託報酬			890,344		965,238
投資助言報酬			284,776		281,724
その他営業収益			—		593
営業収益計			8,150,273		9,040,826
営業費用					
支払手数料			1,550,241		1,704,583
広告宣伝費			12,737		37,891
調査費			1,217,573		1,160,822
調査費		477,154		540,390	
委託調査費		738,187		618,070	
図書費		2,232		2,361	
委託計算費			312,333		339,499
営業雑経費			101,015		84,914
通信費		20,943		21,031	
印刷費		38,346		41,155	
協会費		12,144		13,173	
諸会費		1,412		1,347	
その他営業雑経費		28,169		8,205	
営業費用計			3,193,901		3,327,712
一般管理費					
給料			1,301,010		1,336,594
役員報酬		88,338		88,362	
給料・手当		858,628		895,684	
賞与		164,908		156,753	
賞与引当金繰入額		176,534		180,895	
役員退任慰労引当金繰入額		12,600		14,900	
福利厚生費			159,394		170,844
交際費			17,422		18,673
旅費交通費			38,576		39,994
租税公課			86,622		93,387
不動産賃借料			168,634		169,149
賃借料			1,674		1,748
役員退任慰労金			1,100		—
退職給付費用			44,212		44,599
固定資産減価償却費			23,878		28,828
業務委託費			270,761		282,049
諸経費			144,714		142,172
一般管理費計			2,258,002		2,328,042
営業利益			2,698,368		3,385,071

		前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
営業外収益					
受取配当金			41,661		9,268
有価証券利息	※ 1		13,825		8,193
受取利息			52		62
投資有価証券売却益			8,385		1,131
投資有価証券償還益			18,276		104
その他			3,505		132
営業外収益計			85,706		18,892
営業外費用					
支払利息	※ 1		501		4,391
投資有価証券売却損			805		28,297
投資有価証券償還損			849		146
その他			160		268
営業外費用計			2,317		33,103
経常利益			2,781,758		3,370,861
特別損失					
固定資産除却損	※ 2		13		0
特別損失計			13		0
税引前当期純利益			2,781,745		3,370,861
法人税、住民税及び事業税			876,228		1,040,431
法人税等調整額			△ 33,503		△ 10,324
法人税等合計			842,725		1,030,106
当期純利益			1,939,019		2,340,754

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月 1 日 至 2018年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	7,105,000	1,689,236	8,868,276	13,788,276
当期変動額								
剰余金の配当						△827,400	△827,400	△827,400
別途積立金の積立					800,000	△800,000	—	—
当期純利益						1,939,019	1,939,019	1,939,019
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	800,000	311,619	1,111,619	1,111,619
当期末残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	7,905,000	2,000,856	9,979,896	14,899,896

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	63,895	63,895	13,852,172
当期変動額			
剰余金の配当			△827,400
別途積立金の積立			—
当期純利益			1,939,019
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△12,215	△12,215	△12,215
当期変動額合計	△12,215	△12,215	1,099,404
当期末残高	51,680	51,680	14,951,577

当事業年度(自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	7,905,000	2,000,856	9,979,896	14,899,896
当期変動額								
剰余金の配当						△990,600	△990,600	△990,600
別途積立金の積立					900,000	△900,000	—	—
当期純利益						2,340,754	2,340,754	2,340,754
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	900,000	450,154	1,350,154	1,350,154
当期末残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	8,805,000	2,451,010	11,330,050	16,250,050

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	51,680	51,680	14,951,577
当期変動額			
剰余金の配当			△990,600
別途積立金の積立			—
当期純利益			2,340,754
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△13,653	△13,653	△13,653
当期変動額合計	△13,653	△13,653	1,336,500
当期末残高	38,026	38,026	16,288,077

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）を採用しております。
- (2) その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 5～50年
器具備品 3～15年
- (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
商標権 10年

3. 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (3) 役員退任慰労引当金
役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」87,158千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」172,334千円に含めて表示しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
※1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含ま れているものは次のとおりであります。 預金 10,405,210千円	※1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含ま れているものは次のとおりであります。 預金 10,848,776千円
※2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 78,809千円 器具備品 90,963千円 合計 169,773千円	※2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 86,645千円 器具備品 105,592千円 合計 192,238千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
※1 各科目に含まれている関係会社に対する ものは次のとおりであります。 有価証券利息 13,825千円 支払利息 501千円	※1 各科目に含まれている関係会社に対する ものは次のとおりであります。 有価証券利息 8,193千円 支払利息 4,391千円
※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりで あります。 器具備品 13千円 合計 13千円	※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりで あります。 器具備品 0千円 合計 0千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	38,400	—	—	38,400
A種種類株式（株）	15,000	—	—	15,000
合 計（株）	53,400	—	—	53,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
2017年6月26日 定時株主総会	普通株式	806,400	21,000	2017年3月31日	2017年6月27日
	A種種類株式	21,000	1,400	2017年3月31日	2017年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
2018年6月25日 定時株主総会	普通株式	969,600	利益剰余金	25,250	2018年3月31日	2018年6月26日
	A種種類株式	21,000	利益剰余金	1,400	2018年3月31日	2018年6月26日

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	38,400	—	—	38,400
A種種類株式（株）	15,000	—	—	15,000
合 計（株）	53,400	—	—	53,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
2018年6月25日 定時株主総会	普通株式	969,600	25,250	2018年3月31日	2018年6月26日
	A種種類株式	21,000	1,400	2018年3月31日	2018年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
2019年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,170,355	利益剰余金	30,478	2019年3月31日	2019年6月25日
	A種種類株式	21,000	利益剰余金	1,400	2019年3月31日	2019年6月25日

(リース取引関係)

前事業年度 2018年3月31日	当事業年度 2019年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。また、金融債での運用については、毎月時価の把握や金利上昇時の評価損失等のリスク指標の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	10,520,402	10,520,402	—
(2)有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	910,081	910,081	—
(3)その他の関係会社有価証券(*) 満期保有目的の債券	5,000,000	5,007,975	7,975
資産計	16,430,484	16,438,459	7,975

(*) 1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券及び投資有価証券

投資信託の時価は、基準価額によっております。

(3)その他の関係会社有価証券

金融債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金	10,520,316	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券のうち満期のあるもの	—	531,824	81,950	—
その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	1,000,000	4,000,000	—	—
合計	11,520,316	4,531,824	81,950	—

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。また、金融債での運用については、毎月時価の把握や金利上昇時の評価損失等のリスク指標の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	10,953,987	10,953,987	—
(2)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,055,106	1,055,106	—
(3)その他の関係会社有価証券(*) 満期保有目的の債券	5,000,000	5,003,175	3,175
資産計	17,009,094	17,012,269	3,175

(*) 1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券及び投資有価証券

投資信託の時価は、基準価額によっております。

(3)その他の関係会社有価証券

金融債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金	10,953,697	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満 期のあるもの	91,023	661,233	34,918	1,045
その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	1,000,000	4,000,000	—	—
合計	12,044,720	4,661,233	34,918	1,045

(有価証券関係)

前事業年度（2018年3月31日）

1. 満期保有目的の債券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	3,000,000	3,009,325	9,325
	小計	3,000,000	3,009,325	9,325
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	2,000,000	1,998,650	△1,350
	小計	2,000,000	1,998,650	△1,350
合計		5,000,000	5,007,975	7,975

2. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	654,069	565,707	88,361
	小計	654,069	565,707	88,361
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	256,012	269,830	△13,817
	小計	256,012	269,830	△13,817
合計		910,081	835,537	74,543

(注) 時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	27,879	8,385	805
合計	27,879	8,385	805

当事業年度（2019年3月31日）

1. 満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	2,750,000	2,754,025	4,025
	小計	2,750,000	2,754,025	4,025
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	2,250,000	2,249,150	△850
	小計	2,250,000	2,249,150	△850
合計		5,000,000	5,003,175	3,175

2. その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	662,842	573,533	89,308
	小計	662,842	573,533	89,308
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	392,264	426,739	△34,475
	小計	392,264	426,739	△34,475
合計		1,055,106	1,000,273	54,832

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるかと判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

3. 売却したその他有価証券

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	281,834	1,131	28,297
合計	281,834	1,131	28,297

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2019年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります。）を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表（単位：千円）

	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	161,470	179,077
退職給付費用	25,837	28,033
退職給付の支払額	△8,230	△19,650
退職給付引当金の期末残高	179,077	187,460

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表（単位：千円）

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	179,077	187,460
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	179,077	187,460
退職給付引当金	179,077	187,460
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	179,077	187,460

(3) 退職給付費用

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	25,837	28,033

(税効果会計関係)

(単位：千円)

前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 ソフトウェア償却超過額 49,675 敷金償却否認 3,470 会員権評価損否認 2,591 電話加入権評価損 1,395 賞与引当金 54,054 役員退任慰労引当金 13,687 退職給付引当金 54,833 その他有価証券評価差額金 4,230 未払事業税 31,526 その他 5,106 繰延税金資産小計 220,573 評価性引当額 △21,182 繰延税金資産合計 199,390 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 △27,056 繰延税金負債合計 △27,056 繰延税金資産の純額 172,334	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 ソフトウェア償却超過額 51,625 敷金償却否認 3,960 会員権評価損否認 2,591 電話加入権評価損 1,395 賞与引当金 55,390 役員退任慰労引当金 18,249 退職給付引当金 57,400 その他有価証券評価差額金 10,556 未払事業税 35,833 その他 5,272 繰延税金資産小計 242,275 評価性引当額 △26,213 繰延税金資産合計 216,062 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 △27,346 繰延税金負債合計 △27,346 繰延税金資産の純額 188,715
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。 当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。	本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。 当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	合計
7,355,736	794,536	8,150,273

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	1,396,975	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	1,154,684	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd.	587,518	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	合計
8,136,568	904,257	9,040,826

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	1,741,003	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	1,153,935	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd.	604,053	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	3,480,488	金融業	被所有 直接 50.91%	当社投資信託の購入、募集・販売の取扱等役員の兼任	資金の借入に係る利息の支払 (*)	501	短期借入金	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*) 資金の借入については、アームズレンジスルールにおけるガイドラインに従い、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4,040,198	金融業	被所有 直接 50.91%	当社投資信託の購入、募集・販売の取扱等役員の兼任	資金の借入に係る利息の支払 (*)	4,391	短期借入金	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*) 資金の借入については、アームズレンジスルールにおけるガイドラインに従い、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	310,692円11銭	345,496円81銭
1株当たり当期純利益金額	49,948円43銭	60,410円26銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
当期純利益金額(千円)	1,939,019	2,340,754
普通株主に帰属しない金額(千円)	21,000	21,000
(うちA種種類株式配当額(千円))	(21,000)	(21,000)
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	1,918,019	2,319,754
普通株式の期中平均株式数(株)	38,400	38,400

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	14,951,577	16,288,077
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	3,021,000	3,021,000
(うちA種種類株式払込金額(千円))	(3,000,000)	(3,000,000)
(うちA種種類株式配当額(千円))	(21,000)	(21,000)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	11,930,577	13,267,077
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株)	38,400	38,400

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- （１）定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について
該当事項はありません。

- （２）訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または、与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託者

①名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

②資本金の額（2019年3月末日現在）

324,279百万円

③事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概況>

①名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

②資本金の額（2019年3月末日現在）

10,000百万円

③事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

①名称	②資本金の額 (2019年3月末日現在)	③事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める 第一種金融商品取引業を営ん でいます。
SMB C日興証券株式会社	10,000百万円	
みずほ証券株式会社	125,167百万円	
大和証券株式会社	100,000百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社	40,500百万円	
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	62,149百万円	
ゴールドマン・サックス証券 株式会社	83,616百万円	
BNPパリバ証券株式会社	102,025百万円	
JPモルガン証券株式会社	73,272百万円	
シティグループ証券株式会社	96,307百万円 (2018年12月末日現在)	

2【関係業務の概要】

（1）受託者

当証券投資信託契約の受託者として、委託者との信託契約の締結、信託財産の保管・管理・計算業務等を行います。

なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

（2）販売会社

当証券投資信託の販売会社として、募集の取扱い、交換請求の受付、受益権の買取りに関する事務ならびに信託終了時の交換の交付等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

ありません。

第3【参考情報】

当計算期間中において、当ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類を以下のとおり提出しております。

書類名	提出年月日	提出先
有価証券届出書の訂正届出書	2019年2月5日	関東財務局
有価証券届出書の訂正届出書	2019年7月12日	

独立監査人の監査報告書

2019年6月21日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	細野	和也	印
業務執行社員				
指定有限責任社員	公認会計士	長尾	充洋	印
業務執行社員				

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年9月18日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久 保 直 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNZAM 上場投信 日経 225の2019年2月5日から2019年8月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NZAM 上場投信 日経 225の2019年8月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。